

○ 事務ガイドライン 特定目的会社関係

新（１２年１１月３０日改正）	旧（１０年 ８月３１日制定、１１年５月１９日改正）
10 B 特定目的会社（旧 S P C）関係 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」附則第２条により、改正前の「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「法」という。）の適用を受けることとされる平成１２年１１月２９日以前に成立した特定目的会社に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 10 B - 1 登録の申請、届出等関係 （略） 10 B - 1 - 1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任 特定目的会社の主たる営業所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合には、管轄財務局長に委任した権限のうち当該特定目的会社が提出する届出書等の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長に行わせることができるものとする。 10 B - 1 - 2 登録申請書の受理及び審査 （略） 10 B - 1 - 3 登録の申請の処理 （略）	10 特定目的会社（S P C）関係 10 - 1 登録の申請、届出等関係 （略） 10 - 1 - 1 登録申請書の受理及び審査 （略） 10 - 1 - 2 登録の申請の処理 （略）

新（１２年１１月３０日改正）	旧（１０年 ８月３１日制定、１１年５月１９日改正）
<u>10 B - 1 - 4</u> 登録事項に係る変更届出書の処理 （略） <u>10 B - 1 - 5</u> 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査 （略） <u>10 B - 1 - 6</u> 資産流動化計画の変更の届出の処理 （略） <u>10 B - 1 - 7</u> 業務終了の届出の処理 （略） <u>10 B - 1 - 8</u> 登録証明書の発行 （略） <u>10 B - 1 - 9</u> 特定目的会社登録簿の縦覧 （略） <u>10 B - 2</u> S P C の登録等に関する定期報告等 <u>10 B - 2 - 1</u> 登録関係 （略） <u>10 B - 2 - 2</u> 事業報告書 （略）	<u>10 - 1 - 3</u> 登録事項に係る変更届出書の処理 （略） <u>10 - 1 - 4</u> 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査 （略） <u>10 - 1 - 5</u> 資産流動化計画の変更の届出の処理 （略） <u>10 - 1 - 6</u> 業務終了の届出の処理 （略） <u>10 - 1 - 7</u> 登録証明書の発行 （略） <u>10 - 1 - 8</u> 特定目的会社登録簿の縦覧 （略） <u>10 - 2</u> S P C の登録等に関する定期報告等 <u>10 - 2 - 1</u> 登録関係 （略） <u>10 - 2 - 2</u> 事業報告書 （略）

新（１２年１１月３０日改正）

10 B - 2 - 3 監督処分のお知らせ

（略）

10 B - 3 その他

（略）

10 B - 3 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

（略）

10 B - 3 - 2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

（略）

1 0 B 特定目的会社（旧 S P C）関係

別紙様式 1

〔特定目的会社関係 申請書類チェックリスト〕
（略）

旧（１０年 ８月３１日制定、１１年５月１９日改正）

10 - 2 - 2 監督処分のお知らせ

（略）

10 - 3 その他

（略）

10 - 3 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

（略）

10 - 3 - 2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

（略）

1 0 特定目的会社（S P C）関係

別紙様式 1

〔特定目的会社関係 申請書チェックリスト〕
（略）

新（１２年１１月３０日改正）

別紙様式２（ひな型）

（日本工業規格Ａ４）

特定目的会社登録証明書

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者

商号又は名称
代表者の氏名

印

下記のとおり、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第２条でなお効力を有するとされる改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第３条の規定により登録を受けて

いる
いた

ことを証明願います。

（略）

旧（１０年 ８月３１日制定、１１年５月１９日改正）

別紙様式２（ひな型）

（日本工業規格Ａ４）

特定目的会社登録証明書

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者

商号又は名称
代表者の氏名

印

下記のとおり、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第３条の規定に登録を受けて

いる
いた

ことを証明願います。

（略）

新（１２年１１月３０日改正）

別紙様式 6（ひな型）

（日本工業規格 A 4）

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 本 店
商 号 （会社名）
取締役 （氏名） 印

申請者が_____から 年 月 日をもって取得をした別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号。以下「法」という。）附則第27条第 8 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第83条の 7 第 1 号の規定の適用を受けたいので、改正前の租税特別措置法施行規則第31条の 9 に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該登記に係る不動産の所有権を取得した日を確認することができるもの

証 明 書

- 1．申請者は、旧法第83条の 7 に規定する、法附則第 2 条の規定によりなお効力を有するとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「特定目的会社法」という。）第 3 条の登録を受けた特定目的会社である。
- 2．申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、旧法第83条の 7 に規定する特定目的会社法第 4 条第 1 項第 4 号の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該不動産は、旧法第83条の 7 に規定する特定資産（特定目的会社法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する不動産）に該当する。
- 3．申請者が上記 2．の所有権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により旧法第83条の 7 第 1 号の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務（支）局長 ○ ○ ○ ○ 印

旧（１０年 ８月３１日制定、１１年５月１９日改正）

別紙様式 6（ひな型）

（日本工業規格 A 4）

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 本 店
商 号 （会社名）
取締役 （氏名） 印

申請者が_____から 年 月 日をもって取得をした別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の 7 第 1 号の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の 9 に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該登記に係る不動産の所有権を取得した日を確認することができるもの

証 明 書

- 1．申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の 7 に規定する特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「特定目的会社法」という。）第 3 条の登録を受けた特定目的会社である。
- 2．申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の 7 に規定する特定目的会社法第 4 条第 1 項第 4 号の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該不動産は、法第83条の 7 に規定する特定資産（特定目的会社法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する不動産）に該当する。
- 3．申請者が上記 2．の所有権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の 7 第 1 号の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務（支）局長 ○ ○ ○ ○ 印

新（１２年１１月３０日改正）

別紙様式 7（ひな型）

（日本工業規格 A 4）

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 本 店
商 号 （会社名）
取締役 （氏名） 印

申請者が から 年 月 日をもって取得をした指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成12年法律第97号。以下「法」という。）附則第27条第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第83条の7第2号の規定の適用を受けたいので、改正前の租税特別措置法施行規則第31条の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者が当該登記に係る指名金銭債権を取得した日を確認することができるもの

証 明 書

- 1．申請者は、旧法第83条の7に規定する、法附則第2条の規定によりなお効力を有するとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「特定目的会社法」という。）第3条の登録を受けた特定目的会社である。
- 2．申請者による から の別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、旧法第83条の7に規定する特定目的会社法第4条第1項第4号の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該指名金銭債権は、旧法第83条の7に規定する特定資産（特定目的会社法第2条第1項第2号に規定する指名金銭債権）に該当する。
- 3．申請者が上記2．の指名金銭債権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により旧法第83条の7第2号の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務（支）局長 ○ ○ ○ ○ 印

旧（１０年 ８月３１日制定、１１年５月１９日改正）

別紙様式 7（ひな型）

（日本工業規格 A 4）

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者 本 店
商 号 （会社名）
取締役 （氏名） 印

申請者が から 年 月 日をもって取得をした指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7第2号の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者が当該登記に係る指名金銭債権を取得した日を確認することができるもの

証 明 書

- 1．申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の7に規定する特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「特定目的会社法」という。）第3条の登録を受けた特定目的会社である。
- 2．申請者による から の別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、法第83条の7に規定する特定目的会社法第4条第1項第4号の資産流動化計画に基づくものであり、取得した当該指名金銭債権は、法第83条の7に規定する特定資産（特定目的会社法第2条第1項第2号に規定する指名金銭債権）に該当する。
- 3．申請者が上記2．の指名金銭債権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の7第2号の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務（支）局長 ○ ○ ○ ○ 印